

京都大学医学部の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略) (附属病院) 第6条 医学部に、附属の教育研究施設として、附属病院を置く。</p> <p>2 医学部附属病院の組織は、京都大学医学部附属病院規程(昭和41年達示第18号)の定めるところによる。</p> <p>(後略)</p>	<p>(附属病院) 第6条 医学部に、附属の教育研究施設として、附属病院を置く。</p> <p>2 医学部附属病院に、病院長を置く。</p> <p>3 病院長の任期は、3年とし、再任を妨げない。 ただし、引き続き4年を超えることができない。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、医学部附属病院の組織は、京都大学医学部附属病院規程(昭和41年達示第18号)の定めるところによる。</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程施行の際現に医学部附属病院の病院長である者の任期は、改正後の第6条第3項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。</p>